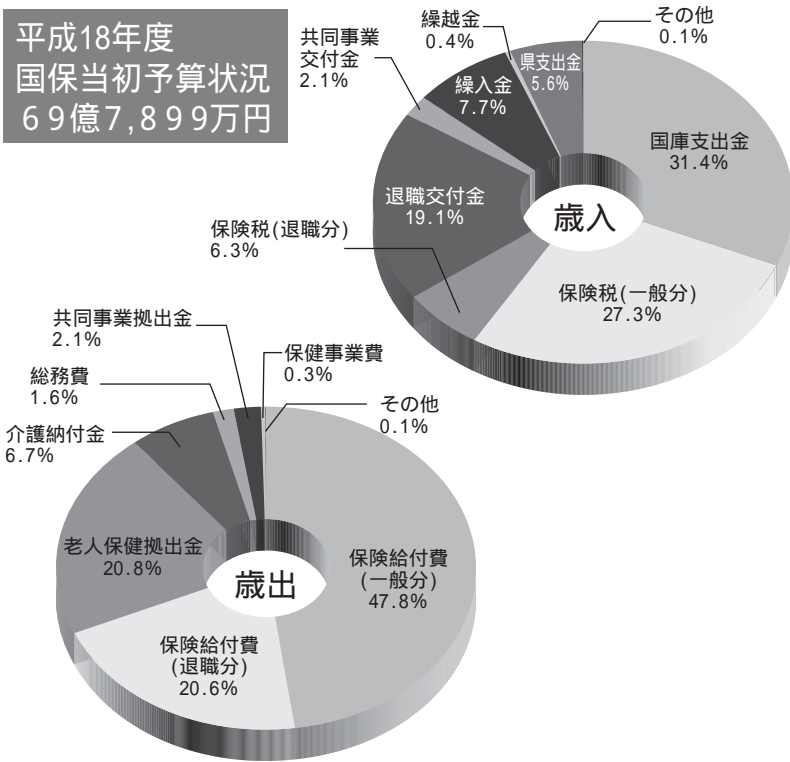


わたしたちの国保

国民健康保険ガイド

平成18年度
国保当初予算状況
69億7,899万円



日本の医療保険制度は、国民の生活安定と福祉の向上を目的として、すべての人が健康保険もしくは国民健康保険(国保)のいずれかに加入する「国民皆保険」を確立しています。国保は、国庫支出金と加入者からの保険税を主な財源として、加入者の疾病・負傷などに対して必要な保険給付を行うものですが、保険給付にかかる費用(医療費)は年々増加しています。医療費の節約にはみなさんの「ちよつとした心がけ」が必要です。ご理解とご協力をお願いします。

増えゆく医療費

「国民皆保険」は、だれもが安心してお医者さんにかかれるすばらしい制度です。しかし国保は、会社を退職した人などが加入するため、高齢者の割合が高いものとなっています。本庄市でも、60歳以上の加入者が全体に占める割合は、昨年9月末現在で46.8%となっていて、このことが医療費の増加につながっていると考えられます。

また、老人保健の対象年齢が、70歳から75歳に引き上げられたことから、今後国保加入者のさらなる高齢化が進み、医療費が増加していく、と予想されています。

大切な医療費、上手に使おう

上の図を見てもわかるように、歳出のうちおよそ7割が医療費(図中では保険給付費)となっています。仮に、市全体の加入者を3万人として、1人が1か月に1000円の医療費を節約したとすると、1か月に300万円、年間で3,600万円の節約となります。医療費はみなさんの健康を守る大切なものです。節約を心がけましょう。

節約のポイント
お医者さんのかけ持ちはやめましょう。
時間外、休日診療の受診はなるべく控えましょう。
薬をたくさん欲しがるのはやめましょう。
かかりつけのお医者さんを持ちましょう。
お医者さんを信頼し、指示を守りましょう。
定期的に健康診断を受け、病気の早期発見・治療を心がけましょう。

健康維持増進モデル地区に蛭川自治会を指定

健康維持増進モデル地区事業では、自治会単位で地区を指定し、毎回、医師・栄養士・保健師などの専門的な講師を招いて、健康づくりに関する講演会・実技指導・骨密度の測定および事後指導などを年間を通じて実施しています。

今年度は、蛭川自治会を指定しました。来年度以降も実施しますので、指定を希望する自治会がありましたら、保険課(1116)までご連絡ください。



国保加入世帯 15,812世帯
被保険者数 31,544人
(平成18年9月1日現在)
お問い合わせ先 保険課 1116
総合支所健康福祉課 蛭133(内)B15

大事なお知らせ

国民健康保険制度が10月から一部改正になります

医療制度改革関連法の成立に伴い、国民健康保険法等の一部が改正されて、10月1日から施行されます。

主な改正点としては、出産育児一時金および葬祭費の支給額の改正、高額医療費の本人負担限度額の一部引き上げ、70歳以上の人の一部負担金の負担割合の変更、があります。(くわしくは左表参照)

区分	対象	改正前	改正後
出産育児一時金	一児につき支給	300,000円	350,000円
葬祭費	葬祭を行う人に対して支給	70,000円	50,000円
高額医療費の本人負担限度額	70歳未満で収入区分が	上位	139,800円
		一般	72,300円
		非課税	35,400円
	70歳以上で収入区分が	上位	72,300円
		一般	40,200円
		低所得	24,600円
一部負担金の割合	70歳以上で現役並みに所得がある人	2割	3割

今後数年で、一部負担金の変更、

高額医療費の現物給付、後期高齢者医療制度の創設など、医療制度は大きく変わっていきますが、市では、そのつど広報等でお知らせしていきますので、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

なお、今回の改正点について、保険証の更新時に冊子を同封していますので、ご覧ください。

高齢受給者証を送付しました

この改正をうけて、今年8月に高齢受給者証を更新した70歳以上の人(老人保健該当者を除く)のうち、これまで負担金の割合が2割だった人は、10月以降、上の表のとおり負担金の割合が3割となります。そのため、高齢受給者証の有効期限が9月末日となっております。

新しい高齢受給者証は、9月下旬に郵送しました。10月以降に受診するときは、かならず新しい高齢受給者証を使用してください。



国保マスコット 健康まもるくん

届きましたか?

新しい保険証を「配達記録郵便」で送付

今回の保険証の更新から、「配達記録郵便」で送付しましたが、保険証は届きましたか。

「配達記録郵便」とは、郵便局の配達員が配達先の人に直接手渡しする方法で、保険証を受け取るためには、受領印が必要です。

ご家族が不在の場合は、「郵便物お預かりのお知らせ」が投函されていますので、都合のよい日に再配達を依頼するか、または、郵便局で直接受け取ってください。

9月下旬に郵送しましたが、まだ保険証が届いていない、という世帯は、次のとおりお問い合わせします。

「郵便物お預かりのお知らせ」があり、保管期限内である

お知らせの指示に従ってください。

「郵便物お預かりのお知らせ」があったが、保管期限を過ぎていて、または「郵便物お預かりのお知らせ」がない

保険証が郵便局から市に返送されています。この世帯については、10月中旬に通知を送付します。

*なお、保険税を滞納している一部の世帯は、納税相談を通じてお渡ししていますので、郵送はしていません。

ご利用ください! 「人間ドック助成制度」

市では、国保加入者(本庄市の国保加入者)のうち以下の要件を満たした人が人間ドックを受診した場合、費用の一部を助成しています。

事前の申し込みが必要です。人間ドックの予約をしたときは、お早めに申し込んでください。

要件

受診時に国保加入期間が1年以上の人

受診時に満35歳以上の人

保険税を滞納していない世帯の人
持参 保険証、印鑑

助成限度額 25,000円